

## 和歌山市民図書館雑誌スポンサー募集要領

### 1 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサー制度は、民間事業者等に和歌山市が設置する図書館で閲覧に供する雑誌の購入代金を負担するスポンサーになっていただき、提供された雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を、雑誌架に広告を掲出することができるものです。なお、雑誌の調達は図書館が行い、図書館へ納入された雑誌は図書館の所有となります。

### 2 対象とする雑誌

図書館が作成した「雑誌リスト」から選出していただきます。

### 3 広告掲出の期間

広告を掲出することができる期間は原則として1年間（4月1日から翌年3月31日まで）です。ただし、年度の途中から広告を掲出する場合は、認定を受けた月の翌月から当該年度の3月31日までです。

### 4 広告掲出の要件等

(1) 雑誌スポンサーは、和歌山市内に事務所もしくは事業所を有し、又は和歌山市内で事業活動を行う法人、個人事業主その他の団体で、個人は除きます。また、和歌山市広告の掲載等に関する要綱（平成18年10月1日制定）別表業種の項及び事業者の項に掲げる各号のいずれにも該当しない者とします。

(2) 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼等を損なうおそれのないものであり、かつ、和歌山市広告の掲載等に関する要綱別表内容の項に掲げるものに該当しないものとします。

### 5 申込の受付

申込は、随時受付します。

### 6 申込方法

雑誌スポンサー申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、図書館に持参又は郵送により提出してください。

(1) 掲出しようとする広告の図案及び原稿

(2) 広告を掲出しようとする者の概要が分かる書類

(3) 和歌山市税の完納証明書（和歌山市に納税義務のある申込者）

(4) 和歌山市税の納付状況調査承諾書（和歌山市に納税義務のない申込者）

(5) 役員等調書及び照会承諾書

### 7 雑誌スポンサーの認定等

雑誌スポンサーの申込後、審査により適当であった場合、雑誌スポンサーとして認定します。認定には、和歌山市広告の掲載等に関する要綱第6条第1項に規定する和歌山市広告審査委員会の審査を経るものとします。

また、同一の雑誌に複数の応募があった場合は、先着順とし、次に広告掲出の期間が長い方を優先します。

### 8 覚書の締結

審査の結果は、雑誌スポンサー認定（不認定）通知書（別記様式第2号）により通知します。また、雑誌スポンサーに認定した場合は、覚書を締結します。

## 9 提供雑誌購入代金の支払方法

雑誌スポンサーに提供していただく雑誌の購入代金の支払は、図書館が指定する納入業者に直接支払っていただきます。

- (1) 支払は一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は、雑誌スポンサーと納入業者との間において協議してください。
- (2) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とします。
- (3) 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとします。

## 10 広告掲出の方法等

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を掲出します。表示の大きさは縦8cm、横13cm以内（材質は紙）とし、掲出位置は雑誌カバー下部より1cmあけたところとします。
- (2) 雑誌架に広告を掲出します。広告は片面印刷のものとし、大きさはA4縦（材質は紙）、雑誌架に収まるサイズとします。また、雑誌架への掲出位置は、最新号雑誌の後部とします。なお、広告は雑誌スポンサー申込者に作成していただきます。
- (3) 広告の掲出開始は、支払確認後とします。支払確認は、雑誌納入業者の領収書又は金融機関の口座振込票等（写し可）で確認させていただきます。
- (4) 雑誌の配架位置は図書館が決定します。

## 11 変更の届出

雑誌スポンサーは、その申込者の所在地、商号又は名称もしくは代表者氏名に変更があったときは、図書館にその旨を届け出てください。

## 12 広告の変更

広告の意匠その他の内容を変更しようとするときは、あらかじめ図書館と協議するものとし、改めて和歌山市広告審査委員会の審査を経て、認定を受けた後に掲出することになります。

## 13 認定の取消し

広告掲出の要件等に該当しないこととなった場合、その他雑誌スポンサーとして適当でないと認める場合は、認定を取り消します。

## 14 雑誌スポンサーの責務

雑誌スポンサーは、当該広告の内容に関する一切の責任を負わなければなりません。